平成２３年（フ）第１３９号
栃木県小山市東城南２丁目39番地４
債務者　篠田　徳治
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１４０号
栃木県小山市東城南２丁目39番地４
債務者　篠田　芳一
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１４１号
栃木県小山市東城南２丁目39番地４
債務者　篠田ツヤ子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１４２号
栃木県小山市東城南２丁目39番地４
債務者　篠田　桂子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福永　峰和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５４１号
埼玉県春日部市新宿新田228番地124、旧住所埼玉県草加市金明町500番地
債務者　北浦　秀夫
1　決定年月日時　平成23年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
静岡県三島市徳倉１丁目１番28号　エステイト82―203
債務者　杉山みどり
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８５１号
大阪府八尾市山本町２丁目４番17号
債務者　西村　智絵（旧姓石島）
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３９０号
大阪市住吉区大領４丁目12番22―106号
債務者　中村　博行
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４３３号
大阪府八尾市緑ケ丘５丁目56番地　緑ヶ丘コーポラス101号
債務者　斎藤　富夫
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４３４号
大阪府八尾市緑ケ丘５丁目56番地　緑ヶ丘コーポラス101号
債務者　斎藤　敏子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４６３号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目20番29号　パセオきわ206号
債務者　渡辺　澄子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５２７号
大阪市住吉区大領１丁目３番15―303号
債務者　小杉　五月
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５６８号
大阪市生野区巽中２丁目22番24号　メロディハイム巽602号
債務者　高橋　和也
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３６号
大阪府豊中市蛍池北町３丁目11番15―307号
債務者　三好　伯明
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８３３号
大阪府豊中市浜１丁目23番38号
債務者　岡　　正志
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４８号
大阪府大東市北条７丁目15番６号
債務者　品山　孝子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６９０３号
大阪府東大阪市島之内１丁目８番８―405号
債務者　井上　未知
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部